

「大田原市営バスの運賃減免について」とのご意見について回答いたします。

令和4年8月26日 掲示

大田原市公共交通行政に関しまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

大田原市営バスの運賃につきましては、令和元年度までは、「65歳以上の者が大田原市民証を提示したときは、100円とする。」としておりましたが、令和2年3月末をもって市民証交付申請受付を終了することから、「市内に住所を有する65歳以上の者が個人番号カードを提示したときは、100円とする。」とし、また経過措置として「大田原市民証(有効期限内のものに限る。)を提示したときは、個人番号カードを提示したものとみなす。」と規則を改正いたしました。

現在は、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードまたは有効期限内の市民証を提示した65歳以上の市民の方が、運賃の減免を受けることができることになっております。

この減免制度は、65歳以上の市民で運転免許証や自家用車を持たない、恒常的に公共交通を利用しなければならない方への負担軽減を目的として、平成15年度から開始されたものです。

令和2年度の改正については、ご指摘いただきましたとおり、市民証の交付申請受付終了を契機に、従前からの負担軽減に加えてマイナンバーカード取得の促進を併せて図ることを目的として改正いたしました。

また、高齢者の運転免許の自主返納により、高齢者が当事者となる交通事故の減少と公共交通の利用促進を図るため対象公共交通機関を無料とする大田原市高齢者運転免許証自主返納推進事業を実施しております。

この度のご意見につきましては、自家用車を運転しつつ公共交通機関を利用する高齢者の皆様の利用促進に繋がるよう大田原市交通施策の参考にして参りたいと存じますので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【回答に関する問い合わせ先】

市民生活部 生活環境課 生活交通係 TEL：0287（23）8832

令和4年8月26日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700